

# 「総合的な学習の時間」の一考察

— 教職に関する科目

「総合的な学習の時間の指導法」との関わり —

岡 明 秀 忠

## 1. はじめに

「総合的な学習の時間の指導法」が教職に関する科目として2019（平成31）年から導入されることになった。これまで、小中高で「総合的な学習の時間」がおこなわれてきたが、「総合的な学習の時間」を、教職課程でどのように考え、どのように教えるのかが議論されてこなかった。「総合的な学習の時間」に対し、どのように対応するかが教職課程にとって喫緊の課題となっている。

なぜ今、「総合的な学習の時間」なのか。「総合的な学習の時間」に対し、教職課程はどのように対応してきたのか、どのような対応が必要となるのか。実際の「総合的な学習の時間」はどのようにおこなわれているのか。これらの問いに、「総合的な学習の時間」のこれまでの流れ、教職に関する科目との関わり、『学習指導要領』<sup>(1)</sup>の「総合的な学習の時間」の記述をもとに、検討する。

## 2. なぜ今、「総合的な学習の時間」なのか

### 1) 「総合的な学習の時間」はいつから始まったのか

2017（平成29）年3月31日に告示された『中学校学習指導要領』は、「総則」「各教科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の5章で構成

## 「総合的な学習の時間」の一考察

されている。「総合的な学習の時間」は、通常の教科としてではなく、独立した章として取り扱われている。

2008（平成20）年3月28日に告示された『中学校学習指導要領』も、「総則」「各教科」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の5章で構成されている。「総合的な学習の時間」は、2017年版と同じく、通常の教科としてではなく、独立した章として扱われている。

1998（平成10）年12月14日に告示された『中学校学習指導要領』は、「総則」「各教科」「道徳」「特別活動」の4章で構成されている。「総合的な学習の時間」は、独立した章としてはない。しかし、「総則」を見ると、「総合的な学習の時間」の記述が見られる。

1989（平成元）年3月15日に告示された『中学校学習指導要領』も、「総則」「各教科」「道徳」「特別活動」の4章で構成されている。「総合的な学習の時間」はどこにも見当たらない。

「総合的な学習の時間」は、1998年版で「総則」として、2008年版で独立した章として登場し、現在に至っている。

## 2) 「総合的な学習の時間」の登場に刺激を与えたのは何か

国の教育に関する審議会<sup>(2)</sup>が『学習指導要領』に大きな影響を及ぼしている。

1984（昭和59）年から1987（昭和62）年まで内閣に設置された臨時教育審議会（以下、臨教審）は、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の3つの視点で改革方策を提言した。臨教審「答申」は、各教科において、思考力、判断力、表現力などの能力の育成、自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身につけさせることを重視した。この「答申」を踏まえ、1989（平成元）年版『学習指導要領』が改訂された。

臨教審「答申」の考えをさらに発展させ、1998（平成10）年版『学習指導要領』が改訂された。変化の激しい次の時代を担う子どもたちに必要な力は「生

「生きる力」であるとした上で、その「生きる力」を育むために、教育内容の厳選と授業時数の削減、「総合的な学習の時間」の創設、中学校における選択教科の授業時数の増加などを行った。

「総合的な学習の時間」が1998年版で登場した背景には、臨教審「答申」の影響が色濃いことがわかる。

### 3) なぜ今、「総合的な学習の時間」なのか

現代社会は複雑になり、様々な問題が生じてきている。例えば、東京一極集中という問題がある。別の面で見ると、地方は衰退化しているという問題である。これらの問題は、容易に解決できない。解決のために、東京への一極集中を制限してしまったら、どうなるか。東京で事業を興そうとしている人は、経済的な自由を阻害されたと思うだろう。解決と思っていても、見方を変えると、解決になっていないということは良くある。現代社会で、私たち一人ひとりがより良く生きるためには、多角的・多面的な視点で社会事象を見ていくことが必要である。問題を解決するためには、ゼロサムではなく、お互いに折り合いを付けながら、解決の糸口を見つけるということである。例えば、東京への一極集中を制限するのではなく、地方の魅力を引き出す視点も重要である。

筆者の専門である社会科、地理歴史科、公民科教育でも、独善的な視点で社会事象を見るのではなく、多角的・多面的な視点で社会事象を見ていくことが必要であると言われてきている。さらに、社会科、地理歴史科、公民科それぞれが、それ自身で完結するのではなく、他教科等との連携も重要であるとされる。しかし、学生の中高時代の話を知ったり、教育実習校訪問をすると、教科書の知識を詰め込んでいる授業が多い。他教科等との連携は容易ではない。

2013（平成25）年、オックスフォード大学准教授、マイケル・オズボーン氏が、「AIによって今後20年でなくなる職業」について、発表し、世論を賑わせた<sup>(3)</sup>。20年後は20年後にしかわからないが、この20年を振り返ってみれば、

オズボーン氏の指摘も、然もありなんである。これからの社会は、従来の知識を活用しつつ、自らが新たな知識を構築していく必要がある<sup>(4)</sup>。例えば、「江戸時代がどんな時代だったのか」を生徒に覚えさせるだけでなく、「なぜ江戸時代は260年も太平の世を築くことができたのか（なぜ江戸時代は260年しか続かなかったのか）」という視点で考えさせることも必要である。答えは一つかどうかわからない。疑問を持つてみるのが、私たちの社会を見たり、考えたりする視点になる。

「総合的な学習の時間」は、そういう教科の枠にとらわれず、つまり、様々な教科、道徳、特別活動等と連携しながら、私たちの住むこの現代社会をどう生きていくかを模索する時間と言える。

### 3. 「総合的な学習の時間」に対し、大学はどのように対応してきたか

#### 1) 「総合演習」

「総合演習」は、1998（平成10）年の教育職員免許法施行規則の改正により、2000（平成12）年から導入された、教職に関する科目である<sup>(5)</sup>。

「総合演習」の導入に関する提言は、1997（平成9）年、教育職員養成審議会の「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第一次答申）」<sup>(6)</sup>でおこなわれた。「答申」で、「総合演習」は、「人間尊重・人権尊重の精神はもとより、地球環境、異文化理解など人類に共通するテーマや少子高齢化と福祉、家庭の在り方など我が国の社会全体に関わるテーマについて、教員を志願する者の理解を深め、その視野を広げるとともに、これら諸課題に係る内容に関し適切に指導することができるようにするため」に必要とされた。

「総合演習」の内容に関しては、教育職員免許法施行規則、第6条の別表の備考で、「人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指

導するための方法及び技術を含むもの」とされた。

「総合演習」は、導入の前後に、「総合的な学習の時間」を視野に入れるのか、入れないのか、で議論があった。「総合的な学習の時間」は、1998年版『学習指導要領』で用語として登場し、2008年版『学習指導要領』で新しい章として登場した。勃興期で、「総合的な学習の時間」を「総合演習」に組み込もうとする考え方と、「総合的な学習の時間」に拘泥せずに、広い意味で、人類の課題又は日本の課題を分析・検討しようとする考えが混在した<sup>(7)</sup>。

## 2) 「教職実践演習」

「教職実践演習」は、2008（平成20）年の教育職員免許法施行規則の改正により、2010（平成22）年から導入された教職に関する科目である。

「教職実践演習」の導入に関する提言は、2006（平成18）年、中央教育審議会の「今後の教員養成免許制度の在り方について（答申）」<sup>(8)</sup>でおこなわれた。「答申」で、「今後、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定することが適当である」とされた。

「教職実践演習」が導入されることによって、「総合演習」が「教職に関する科目」からなくなることになった。

## 3) 「総合的な学習の時間の指導法」

「総合的な学習の時間の指導法」は、2019（平成31）年から導入される教職に関する科目である。

### ① 現行の教職課程と新しい教職課程<sup>(9)</sup>

文部科学省は、2016（平成28）年、新しい教職課程（プログラム）を示した。

「総合的な学習の時間」の一考察

表 1 現行の教職課程と新しい教職課程

現行の教職課程			新しい教職課程			
中学校	各科目に含めることが必要な事項		一種	各科目に含めることが必要な事項		
教科に関する科目			20 単位	教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的 事項	28 単位
					ロ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上を修得すること）	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の意義及び教員の役割	2	教育の基礎的理解に関する科目	ロ 教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	10
		教員の職務内容（研修、含む及び身分保障等を含む。）				
		進路選択に関する各種の機会の提供など				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）			ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12		ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得）		
				ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		

「総合的な学習の時間」の一考察

	道徳の指導法 (2単位)		道徳, 総合的な学習の時間等の指導	イ 道徳の理論及び指導法 (2単位)	10
			徒指導,	ロ 総合的な学習の時間の指導法	
	特別活動の指導法		教育相談	ハ 特別活動の指導法	
	各教科の指導法		に関する	ニ 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		科目		
生徒指導 教育相談 及び進路 指導等に 関する科 目	生徒指導の理論及び方法	4		ホ 生徒指導の理論及び方法	
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		ヘ 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導の理論及び方法		ト 進路指導 (キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		
教育実習		5	教育実践 に関する	イ 教育実習 (学校インターンシップを1単位まで含むことができる。)(5単位)	7
教職実践 演習		2		ロ 教職実践演習 (2単位)	
教科又は教職に関する科目		8	大学が独自に設定する科目		4
		59			59

文部科学省は、2017 (平成 29) 年 7 月、この新課程を申請するための手引きを公開し、8 月に掛けて、説明会をおこなった。教職課程を設置する場合、2018 (平成 30) 年 3 月 30 日までに、新課程の申請をすることになった。

表 1 は、現行の教職課程と新しい教職課程を対比させたものである。新しい教職課程では、「各科目に含めることが必要な事項」に括弧付きの事項が多くなっている。様々な教育問題への対処が必要となってきたと言うことである。

欄を移動した内容も幾つかあるが、新しい教職課程は、現行の教職課程の枠組みを概ね踏襲している。ただし、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」が付け加えられた。

## ② 「教職課程コアカリキュラム」の登場

文部科学省が新しい教職課程を申請するための手引きを公開する前に、「教職課程コアカリキュラム」<sup>(10)</sup>が議論になった。

従来から、課程認定の際に、授業内容（シラバス）はチェックされてきた<sup>(11)</sup>。授業内容が科目の内容と合わない場合は、再提出を求められることもあった。しかし、授業内容に関する細かな基準が示されていたわけではない。同じ科目でありながら、複数の教員で担当している場合、授業内容（シラバス）に違いがあることもあった。例えば、「●●科指導法」という科目を、現場経験のある教員がおこなう場合と、研究者一筋の教員がおこなう場合では、異なった授業内容になることもあった。

教員としての最低限の知識・技能を保証するプログラムが教職課程である以上、科目毎に最低限の知識・技能等の習得が叫ばれるようになってきた。「●●科指導法」で、学生に何をどのように習得させるのかが意識されるようになった。「●●科指導法」であれば、●●科は「どういう意義があるのか」「学習指導要領でどのように位置づけられているのか」「学習指導案をどのように作成するのか」「模擬授業から何を得るのか」などを授業内容（シラバス）に含み込むことが必要になった。

さらに、教員の資質向上が叫ばれ、より良い教員を養成するためには、個々の授業だけではなく、教員養成全体を視野に入れたプログラムが必要であるという考えも出てきた。個々の授業が教員養成にどのように関わるかが問われるようになってきた。その延長線上に、「教職課程コアカリキュラム」がある。



③ 「総合的な学習の時間の指導法」の「教職課程コアカリキュラム」

「総合的な学習の時間の指導法」に関する「教職課程コアカリキュラム」で何が書かれているか<sup>(12)</sup>。「教職課程コアカリキュラム」には全体目標、一般目標、到達目標が記されている。記述をもとに、その構造を図1にまとめた。

全体目標①、②は、「総合的な学習の時間」だけでなく、あらゆる場面で必要とされる。①が技能目標、②が最終目標である。教職課程で学生に伝えるべき中身は、一般目標、到達目標となる。一般目標、到達目標は、「総合的な学習の時間」の意義と原理、指導計画の作成、指導と評価について記されている。「総合的な学習の時間」の部分で「社会科」にすると「社会科」でも通用する。他の教科、道徳、特別活動においても通用する。一般目標、到達目標は、何のために教えるのか、何を教えるのか、どのように教えるのかが記されている。

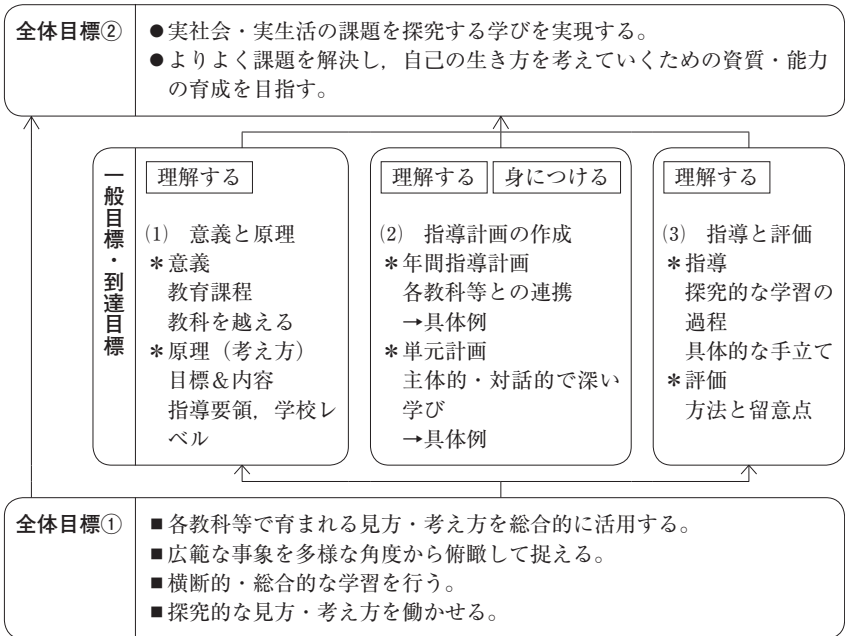


図1 教職課程コアカリキュラム (総合的な学習の時間の指導法)

#### ④ 「教職課程コアカリキュラム」の課題

「教職課程コアカリキュラム」をみると、それはコアカリキュラムと言うよりも、スタンダード（最低基準）の集まりといった方がよい<sup>(13)</sup>。2017（平成29）年4月から6月に掛けて、教職課程を設置している大学の集まりで、「教職課程コアカリキュラム」が議論となった。このスタンダードが、どのくらい教職課程を縛るのかについて議論となった<sup>(14)</sup>。

ある特定の識者によって作成された、一つのスタンダードのみが有効なのかどうかが問われた。戦後の教員養成は、従来の師範学校による教員養成から、開放制に変わった。大学での幅広い教養教育を基盤とすることが求められた。教員養成系大学だけでなく、一般大学からも多くの教員が輩出され、いろいろな大学で教員養成の様々な知見が集積されてきている。一つのスタンダードのみが有効かどうかは議論の余地がある。他方、「教職課程コアカリキュラム」は、あくまで最低基準にすぎないとする立場もある。最低基準を乗り越えれば、大学独自の教員養成に制限を加えるものではないという立場である。

教職課程を申請する場合、15回の授業内容（シラバス）と「教職課程コアカリキュラムの対応表」を提出しなければならない。課程認定の際に、文科省がどのくらい踏み込んでくるのかわからないが、拘束性の問題は存在する<sup>(15)</sup>。

## 4. 「総合的な学習の時間」は『学習指導要領』でどのように記述されているか

### 1) 1998（平成10）年版『中学校学習指導要領』

紙幅の関係もあるので、本稿では、中学校に限定し、検討する。

「総合的な学習の時間」は、第1章の「総則」で取り上げられている。第4の「総合的な学習の時間の取扱い」が主たる内容であるが、それ以外にも、「総合的な学習の時間」に関係することが記されている。以下、概観する。

「総合的な学習の時間」の一考察

<b>指導計画の作成</b>		1 学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成する。 1 (1)各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができる。					
<b>学校教育全体</b>	<b>言語活動の適正化</b>	<b>計画的・組織的な進路指導</b>	<b>ガイダンスの機能の充実</b>	<b>開かれた学校づくり</b>	2 (12)地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深める。中学校間や小学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図る。		
	2 (1)言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、言語活動を適正に行う。	2 (4)自らの生き方を考え主体的に進路を選択する。計画的、組織的な進路指導を行う。	2 (5)学校や学級での生活によりよく適応する。現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成する。ガイダンスの機能の充実を図る。		<table border="1"> <tr> <td><b>障害のある生徒</b></td> <td><b>海外帰国生徒</b></td> </tr> <tr> <td>2 (7)生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫する。特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。 2 (12)障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設ける。</td> <td>2 (8)学校生活への適応を図る。外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行う。</td> </tr> </table>	<b>障害のある生徒</b>	<b>海外帰国生徒</b>
<b>障害のある生徒</b>	<b>海外帰国生徒</b>						
2 (7)生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫する。特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。 2 (12)障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設ける。	2 (8)学校生活への適応を図る。外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行う。						
<b>生徒指導の充実</b>		2 (3)教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てる。生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図る。					
<b>各教科等の指導</b>	<b>自主的自発的学習</b>	<b>個に応じた指導</b>	<b>教育機器の活用</b>	<b>図書館の利用</b>			
	2 (2)体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。	2 (6)学習内容を確実に身に付ける。学校や生徒の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。	2 (9)情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実を努める。視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。	2 (10)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る。主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。			
<b>評価</b>	2 (11)よい点や進歩の状況などを積極的に評価する。指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かす。						

図2 第6：指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（1998年版）

「総合的な学習の時間」の一考察

第1の「教育課程編成の一般方針」では、道徳教育との関係が記されている。  
 第3の「選択教科の内容等の取扱い」では、選択教科との関係が記されている。  
 第5の「授業時数等の取扱い」では、年35週以上の計画、特定の期間の実施が記されている。

第6の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図2にまとめた（筆者作成）<sup>(16)</sup>。

1, 1 (1)で指導計画の作成に関することが、2 (1), 2 (4), 2 (5)で学校教育全体で目指すことが、2 (7), 2 (8), 2 (12)で開かれた学校づくりに関することが、2 (3)で生徒指導の充実に関することが、2 (2), 2 (6), 2 (9), 2 (10)で各教科の指導に関することが、2の(11)で評価に関することが記されている。

主たる内容である第4の「総合的な学習の時間の取扱い」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図3にまとめた。

<b>創意工夫を生かした教育活動</b>		<b>名称</b>	
1 地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。		4 適切に定める。	
<b>ねらい</b>	<b>問題を解決する資質や能力の育成</b>	<b>自己の生き方の考察</b>	
	2(1)自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する。よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。	2(2)学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てる。自己の生き方を考えることができるようにする。	
<b>学習活動</b>	<b>学校の実態に応じた学習活動</b>	<b>体験的、問題解決的な学習</b>	<b>学習形態、指導体制、教材や学習環境</b>
	3ねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行う。	5(1)社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れる。	5(2)多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫する。

図3 第4：総合的な学習の時間の取扱い（1998年版）

1で創意工夫した教育活動に関することが、2でねらいに関することが、3、5(1)、5(2)で学習活動に関することが、4で名称に関することが記されている。

## 2) 2008(平成20)年版『中学校学習指導要領』

「総合的な学習の時間」は2008年版では、第1章の「総則」と第4章の「総合的な学習の時間」で取り上げられている。

### ① 第1章の「総則」

第1の「教育課程編成の一般方針」で1998年版と異なるのは、生徒の発達段階を考慮して、道徳教育を指導すべきことが記されている点である。

第3の「授業時数等の取扱い」で1998年版と異なるのは、弾力的な時間割の編成、特別活動の学校行事の代替が記されている点である。

第4の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図4にまとめた。

2008年版は、1998年版(前掲、図2)とほぼ似ている。1、1(1)、1(2)で指導計画の作成に関することが、2(4)、2(5)で学校教育全体で目指すことが、2(8)、2(9)、2(13)、2(14)で開かれた学校づくりに関することが、2(3)で生徒指導の充実に関することが、2(1)、2(2)、2(6)、2(7)、2(10)、2(11)で各教科の指導に関することが、2(12)で評価に関することが記されている。1998年版と異なるのは、言語活動の充実が学校教育全体で目指すことから各教科の指導に関することへ移動し、学習の見通しが各教科の指導に新たに登場してきている点である。

「総則」では、「総合的な学習の時間」だけでなく、他教科、道徳、特別活動との関係が特に出ている。

「総合的な学習の時間」の一考察

<p><b>指導計画の作成</b></p>	<p>1 学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成する。 1(1)各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができる。 1(2)各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができる。</p>					
<p><b>学校教育全体</b></p>	<p><b>計画的・組織的な進路指導</b></p>	<p><b>ガイダンスの機能の充実</b></p>	<p><b>開かれた学校づくり</b></p>	<p>2(13)部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。 2(14)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深める。中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る。障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設ける。</p>		
	<p>2(4)自らの生き方を考え主体的に進路を選択する。学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行う。</p>	<p>2(5)学校や学級での生活によりよく適応する。現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成する。学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図る。</p>		<p><b>障害のある生徒</b></p> <p>2(8)特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。</p>	<p><b>海外帰国生徒</b></p> <p>2(9)学校生活への適応を図る。外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。</p>	
<p><b>生徒指導の充実</b></p>	<p>2(3)教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てる。生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図る。</p>					
<p><b>各教科等の指導</b></p>	<p><b>言語活動の充実</b></p>	<p><b>自主的自発的学習</b></p>	<p><b>学習の見通し</b></p>	<p><b>個に応じた指導</b></p>	<p><b>教育機器の活用</b></p>	<p><b>図書館の利用</b></p>
	<p>2(1)思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動を充実する。</p>	<p>2(2)体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する。興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習を促す。</p>	<p>2(6)学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。</p>	<p>2(7)学習内容を確実に身に付ける。学校や生徒の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。</p>	<p>2(10)情報モラルを身に付け、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する。視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。</p>	<p>2(11)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る。主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。</p>
<p><b>評価</b></p>	<p>2(12)よい点や進歩の状況などを積極的に評価する。指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かす。</p>					

図4 第4：指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（2008年版）

## ② 第4章の「総合的な学習の時間」

第4章は、「総合的な学習の時間」について詳細に記されている。第1の「目標」、第2の「各学校において定める目標及び内容」、第3の「指導計画の作成と内容の取扱い」の3つで構成されている。

### α 目標

「目標」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図5にまとめた。

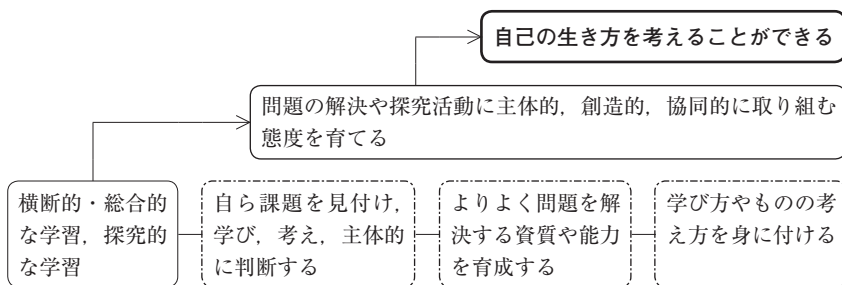


図5 第1：目標 (2008年版)

最終的な目標として、「自己の生き方を考えることができる」ことが謳われている。

### β 各学校において定める目標及び内容

「総合的な学習の時間」は全国一律の内容ではなく、各学校に内容の選択が任されている。しかし、2008年版では、具体的なことは記されていない。

### γ 指導計画の作成と内容の取扱い

「指導計画の作成」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図6にまとめた。

(1)で全体計画、年間指導計画の作成に関することが、(2)で創意工夫を生か

「総合的な学習の時間」の一考察

<b>創意工夫を生かした教育活動</b> (2)地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。		<b>名称</b> (8)適切に定める。	
<b>全体計画、年間指導計画の作成</b> (1)学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す。小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえる。			
<b>目標・内容との関連</b> (3)目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視する。 (7)各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意する。目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行う。	<b>資質・能力との関連</b> (4)育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえる。 (6)各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、総合的に働かせる。	<b>学習活動</b> (5)学校の実態に応じて、横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行う。	<b>道徳教育との関連</b> (9)道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮する。道徳の内容について、総合的な学習の時間の特徴に応じて適切な指導をする。

図6 第3：指導計画の作成（2008年版）

した教育活動に関することが、(3)、(7)で目標・内容との関連に関することが、(4)、(6)で、資質・能力との関連に関することが、(5)で学習活動に関することが、(8)で名称に関することが、(9)で道徳教育との関連が記されている。

「指導計画の作成」と連動しているのが、「内容の取扱い」である。「内容の取扱い」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図7にまとめた。

(1)、(5)で適切な指導に関することが、(2)、(4)で探究的な学習の過程に関することが、(3)で学習活動に関することが、(6)で施設等の活用に関すること、



「総合的な学習の時間」の一考察

適切な指導	(1)各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。(5)多様な学習形態、指導体制について工夫を行う。	将来の生き方  (7)職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動を行う。
問題の解決や探究活動の過程  (2)他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を行う。(4)目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける。		
学習活動  (3)自然体験、社会体験、体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。	施設等の活用  (6)学校図書館の活用、他の学校との連携、社会教育施設や各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。	

図7 第3：内容の取扱い（2008年版）

(7)で将来の生き方に関することが記されている。

1998年版（前掲、図3）では、「総合的な学習の時間の取扱い」として、一括りにして示されたが、2008年版（図6、7）では、「指導計画の作成」と「内容の取扱い」に分かれるようになった。「指導計画の作成」と「内容の取扱い」をよく見ると、似通った部分もあるが、「内容の取扱い」の方がより具体的なことが記されている。

### 3) 2017（平成29）年版『中学校学習指導要領』

「総合的な学習の時間」は、2017年版でも、第1章の「総則」と第4章の「総合的な学習の時間」で取り上げられている。

#### ① 第1章の「総則」

「総則」は、大きく変化している。この変化の背景には、2006（平成18）年

の教育基本法及び学校教育法の改正がある<sup>(17)</sup>。以下、「総合的な学習の時間」と関わる部分について概観する。

第1の「中学校教育の基本と教育課程の役割」では、道徳教育との関係、体育、健康に関する指導との関係、生きる力を育むこと、教育活動の質の向上（カリキュラム・マネジメント）が記されている。

第2の「教育課程の編成」の1の「各学校の教育目標と教育課程の編成」では、教育目標と資質・能力との関係、教育課程編成方針の家庭や地域との共有が記されている。2の「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」では、教科等横断的な視点から教育課程の編成をすることが記されている。その際に、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成、豊かな人生の実現、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成に目を向けることが記されている。3の「教育課程の編成における共通の事項」の(2)の「授業時数等の取扱い」では、2008年版と同じく、年35週以上の計画、特定の期間の実施、弾力的な時間割の編成、特別活動の学校行事の代替、が記されている。(3)の「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」では、3つのねらいが記されている。①創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた指導計画を具体的にできるようにすること、②主体的・対話的で深い学びの実現に向け、授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること、③各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。2008年版（前掲、図4）では、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に記されていた。

第3の「教育課程の実施と学習評価」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図8にまとめた。1998年版（前掲、図2）、2008年版（前掲、図4）を比較するとその違いがよくわかる。

第3の冒頭に「主体的・対話的で深い学び」の実現に関することが記されている<sup>(18)</sup>。2017年版『学習指導要領』の目玉となる考えである。「主体的・対話

「総合的な学習の時間」の一考察

主体的・対話的で深い学びの実現	1(1)単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方が鍛えられていくことに留意する。各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
-----------------	---

各教科等の指導	言語活動の充実	自主的自発的学習	学習の見通し	個に応じた指導	教育機器の活用	図書館の利用
	1(2)言語能力の育成を図るため、必要な言語環境を整える。国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実する。読書活動を充実する。	1(6)自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促す。	1(4)学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れる。	1(5)生命の有限性や自然の大きさ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解する。各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施する。	1(3)情報活用能力の育成を図るため、情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。	1(7)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす。自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実する。地域の図書館や博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実する。

評価	2(1)よい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できる。各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。 2(2)創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。学年や学校段階を越えて学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。
----	--

図 8 第 3：教育課程の実施と学習評価（2017 年版）

「主体的・対話的で深い学び」では、各教科等において身に付けた知識及び技能を十全に發揮することが求められている。そこでは、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させ、学習の対象となる物事を捉え、思考させる過程、知識を相互に関連付け、より深く理解したり、情報を精査し、考えを形成したり、問題を見いだし、解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするこ

とが必要とされる。

第3では、各教科等の指導、評価に関することも記されている。各教科等の指導に関する項目は、2008年版と基本的に同じである。評価に関しては、2008年版に比べると、細かくなっている。資質・能力の育成に生かすために、積極的な評価、評価の場面・方法の工夫が記されている。さらに、評価の信頼性を高めるために、組織的・計画的な取り組みの推進が記されている。

第4の「生徒の発達支援」では、生徒の発達を支える指導、特別な配慮を必要とする生徒への指導に関することが記されている。2008年版（前掲、図4）では、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」で記されていた。

第5の「学校運営上の留意事項」では、カリキュラム・マネジメントに基づいた教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携、家庭や地域社会との連携及び協働、学校間の連携が記されている。2008年版（前掲、図4）では、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」で記されていた。

第6の「道徳教育に関する配慮事項」では、道徳教育との連携が記されている。

## ② 第4章の「総合的な学習の時間」

第4章は、2008年版と同じく、「総合的な学習の時間」について詳細に記されている。第1の「目標」、第2の「各学校において定める目標及び内容」、第3の「指導計画の作成と内容の取扱い」の3つで構成されている。

### a 目標

全体目標と個別目標から構成されている。「目標」で何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図9にまとめた。

最終的な目標として、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくこと」が謳われている。その過程で、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・

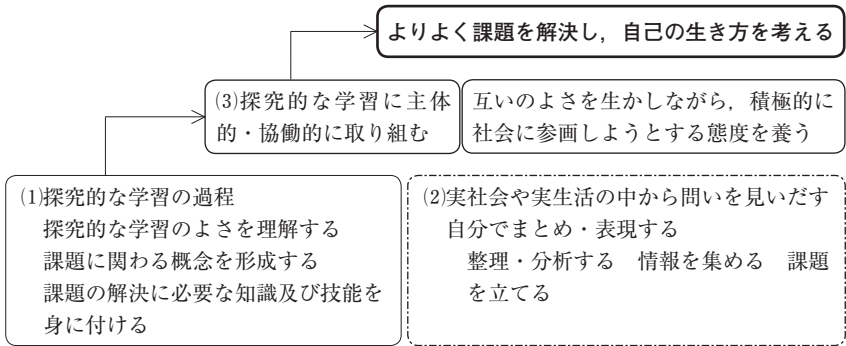


図9 第1：目標（2017年版）

総合的な学習を行うこと」の必要性が謳われている。個別目標は、(1)，(2)を基礎にして、(3)を目指すものとなっている。2008年版（前掲，図5）と比較すると，最終的な目標は似通っている。全体目標は簡素になり，個別目標がより細かくなっている。

### B 各学校において定める目標及び内容

冒頭に「各学校においては，第1の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の目標，内容を定めること」が記されている。

第3の「各学校において定める目標及び内容の取扱い」の記述をもとに，その構造を図10にまとめた。

ここは，これまでになかった項目である。目標，内容，内容の取扱いが詳しく記されている。(1)で目標に関することが，(2)，(3)で目標及び内容に関することが，(4)で内容に関することが，(5)で探究課題に関することが，(6)，(7)で探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力に関することが，記されている。

「資質・能力」，「探究課題」という言葉が端々に出ている。「探究課題の解決を通して〇〇の資質・能力を育成する」と読みとることができる。「何を知って

「総合的な学習の時間」の一考察

目標	(1)教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す <b>資質・能力</b> を示す。		
目標及び内容	(2)他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す <b>資質・能力</b> との関連を重視する。	(3)日常生活や社会との関わりを重視する。	
内容	(4)目標を実現するにふさわしい <b>探究課題</b> 、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な <b>資質・能力</b> を示す。	<b>探究課題</b>	(5)学校の実態に応じて、 * 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題 * 地域や学校の特色に応じた課題 * 生徒の興味・関心に基づく課題 * 職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定する。
資質・能力	(7)目標を実現するにふさわしい <b>探究課題</b> 及び <b>探究課題</b> の解決を通して育成を目指す具体的な <b>資質・能力</b> については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる <b>資質・能力</b> が生まれ、活用されるものとなるよう配慮する。		
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
	(6)ア 他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付け、社会の中で生きて働くものとして形成する。	(6)イ 課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮し、未知の状況において活用できるものとして身に付ける。	(6)ウ 自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえる。

図 10 第 2：各学校において定める目標及び内容の取扱い（2017 年版）

いるか」から「何を理解しているか」、「個別の知識・技能」から「生きて働く知識・技能」への変化がまさに表れている<sup>(19)</sup>。

「総合的な学習の時間」でどのような内容を取り扱うのか。授業をする者にとっては、重要な関心事である。1998 年版，2008 年版，2017 年版の内容を図 11 にまとめた。

1998 年版では 3 つの課題であったが，2017 年版では 4 つの課題になった。2008 年版では，2017 年版に受け継がれる課題らしきものも見受けられた。

「総合的な学習の時間」の一考察

1998年版 第1章第4(3)学習活動	2008年版 第4章第3(5)学習活動	2017年版 第4章第2(5)探究課題
横断的・総合的な課題 (国際理解, 情報, 環境, 福祉・健康など)		現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題 (国際理解, 情報, 環境, 福祉・健康など)
地域や学校の特色に応じた課題		
生徒の興味・関心に基づく課題		
(職業や自己の将来に関する課題)		職業や自己の将来に関する課題

図 11 「課題」の変遷

「総合的な学習の時間」で取り上げる内容は、自分自身の課題、学校や地域の課題、それを超える領域での問題のどれかになる。学校全体の教育課程編成上、問題がなければ、すべてを選び、広く浅くでも良いし、どれかに焦点をあて、深く狭くでも良い。

各教科であれば、教えるべき内容がある。しかし、「総合的な学習の時間」は、個人の、学校の、地域の、それを超える領域の課題であるため、教師の力量が問われる。教師の力量だけに依存しないように、『学習指導要領』では、「学校教育全体で取り組む」といった記述が散見される。

ある高等学校で、「総合的な学習の時間にどんなことをされていますか」と尋ねたら、「1年次は自分探し、2年次は修学旅行の準備、3年次は受験の準備をしています」と答えられた。また、別の高等学校で同じことを尋ねたら、「総合高校なので、独自の取り組みをしている」と答えられた。

1～3年間の「総合的な学習の時間」で、何のためにするのか、何をするのかを考えて実施しないと、結局、その場しのぎの時間になってしまう。これまで見てきたように「各教科等との連携」というスローガンがある。これを美辞麗句に終わらせないためには、しっかりと連携する必要がある。

## γ 指導計画の作成と内容の取扱い

2008年版と同じく、「指導計画の作成」と「内容の取扱い」に分けて検討する。

「指導計画の作成」では何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図12にまとめた。

(1)で創意工夫を生かした教育活動に関することが、(2)で全体計画、年間指導計画の作成に関することが、(3)で資質・能力との関連に関することが、(4)で目標・内容との関連に関することが、(5)で名称に関することが、(6)で障害のある生徒への対応に関することが、(7)で道徳教育との関連が記されている。

<b>創意工夫を生かした教育活動</b> (1)年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図る。		<b>名称</b> (5)適切に定める。	
<b>全体計画、年間指導計画の作成</b> (2)学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す。小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえる。			
<b>目標・内容との関連</b> (4)他教科等の目標及び内容との違いに留意する。目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行う。	<b>資質・能力との関連</b> (3)他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働かせる。言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視する。	<b>障害のある生徒</b> (6)学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。	<b>道徳教育との関連</b> (7)道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮する。道徳の内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をする。

図12 第3：指導計画の作成（2017年版）



「総合的な学習の時間」の一考察

適切な指導	(1)各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。(6)多様な学習形態、指導体制について工夫を行う。	将来の生き方
探究的な学習の過程		(8)職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動を行う。
(2)他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を行う。関連付けるなどの考えるための技法を活用する。(3)コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動を行う。情報や情報手段を主体的に選択し活用できる。(5)体験活動については、目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付ける。		
学習活動	施設等の活用	
(4)自然体験、社会体験、体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。	(7)学校図書館の活用、他の学校との連携、社会教育施設や各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。	

図 13 第 3：内容の取扱い（2017 年版）

2008 年版（前掲，図 6）と比較すると、障害のある生徒への対応は追加されている。しかし、障害のある生徒への対応は、1998 年版（前掲，図 2），2008 年版（前掲，図 4）をみると、別の場所で取りあげられていることがわかる。

「内容の取扱い」では何が書かれているか。記述をもとに、その構造を図 13 にまとめた。

(1)，(6)で適切な指導に関することが、(2)，(3)，(5)で探究的な学習の過程に関することが、(4)で学習活動に関することが、(7)で施設等の活用に関すること、(8)で将来の生き方に関することが記されている。

2008 年版（前掲，図 7）と比較すると、探究的な学習の過程の中で情報に関することが追加されている。しかし、情報に関することは、1998 年版（前掲，図 2），2008 年版（前掲，図 4）をみると、別の場所で取りあげられていることがわかる。

#### 4) まとめ

4. では、『学習指導要領』の文言を用いながら、図2から図13までの12個の図を作成した。似たような内容を横に並べると、1998年版から続いている内容もあれば、時代を経るにしたがって増減している内容もある。以前に記されていた内容であるが、今回は違う文脈で記されている内容もある。2017年版は、これまでの成果と今後必要とされるものを、内包している。

#### 5. おわりに

『学習指導要領』の分析は、「総合的な学習の時間」に限定して検討した。「総合的な学習の時間」を、実際、どうすべきなのか（実践モデル）があまり検討できなかった。また、「総合的な学習の時間」と関わりのある「道徳」、「特別活動」についても検討できなかった。稿を改め、検討したい。

#### 註

(1) 『学習指導要領』等は、以下から入手した（2017年8月7日）。

- ① 1989（平成元）年版 文部科学省『中学校学習指導要領』1989年3月。  
[www.nier.go.jp/guideline/h01j/index.htm](http://www.nier.go.jp/guideline/h01j/index.htm) ② 1998（平成10）年版 文部科学省『中学校学習指導要領』1998年12月。  
[www.nier.go.jp/guideline/h10j/index.htm](http://www.nier.go.jp/guideline/h10j/index.htm) ③ 2008（平成20）年版 文部科学省『中学校学習指導要領』2008年3月。  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf) ④ 2008（平成20）年版 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間』2008年7月。  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912\\_013.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_013.pdf) ⑤ 2017（平成29）年版 文部科学省『中学校学習指導要領』2017年3月。  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf) ⑥ 2017（平成29）年版 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』2017年7月。  
[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/)

## 「総合的な学習の時間」の一考察

2017/07/25/1387018\_12\_1.pdf

- (2) 臨時教育審議会の「答申」等は、以下から入手した(2017年8月29日)。  
①臨時教育審議会「教育改革に関する第4次答申(最終答申)」[www.niye.go.jp/youth/book/files/items/79/File/yojitooshin.pdf](http://www.niye.go.jp/youth/book/files/items/79/File/yojitooshin.pdf) ②「教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂」[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/07090704/002/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/07090704/002/002.htm)
- (3) 関連文献としては、以下のものがある。渡邊正裕『10年後に食える仕事、食えない仕事』東洋経済出版社、2012年。水野操『あと20年でなくなる50の仕事』青春出版社、2015年。藤原和博『10年後、君に仕事はあるのか?—未来を生きるための「雇われる力」』ダイヤモンド社、2017年。リンダ・グラットン、アンドリュース・スコット(訳:池村千秋)『LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略』東洋経済新報社、2016年。
- (4) 2005(平成17)年、中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像(答申)」で、21世紀は、「知識基盤社会(knowledge-based society)」の時代であると記された。「答申」は、知識基盤社会を「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義した。知識に関して、以下の3点が挙げられた。「(1)知識は国境がなく、グローバル化が一層進む。(2)知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。(3)知識進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる」。
- (5) 「総合演習」の導入の経緯については、友野清文「教職科目『総合演習』の意義と今後の課題」昭和女子大学『学苑』No.864、2012年、pp.1-19を参考にした。
- (6) 教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第一次答申)」は、以下から入手した(2017年8月29日)。[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_shokuin\\_index/tou shin/1315369.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_shokuin_index/tou shin/1315369.htm)
- (7) 岡明秀忠「『総合的な学習』のめざすもの」末政公徳、富村誠編『総合的な学習—演習論』建帛社、2001年、pp.8-12。筆者は「総合演習」開設時、「総合演習」と「総合的な学習の時間」を関連づける方法を模索した。
- (8) 中央教育審議会「今後の教員養成免許制度の在り方について(答申)」は、以下から入手した(2017年8月29日)。[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/tou shin/1212707.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/tou shin/1212707.htm)
- (9) 現行の教職課程と新しい教職課程の対応表については、「教職課程コアカリキュラム」に載っている。「教職課程コアカリキュラム」は、以下から入手した(2017年8月29日)。[www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1388004\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1388004_2_1.pdf)

## 「総合的な学習の時間」の一考察

- (10) 「教職課程コアカリキュラム」は、以下から入手した（2017年8月12日）。  
①「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）」[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/attach/1384253.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/attach/1384253.htm) ②教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム（案）」[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/\\_icsFiles/afiedfile/2017/07/20/1387656\\_08.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afiedfile/2017/07/20/1387656_08.pdf)
- (11) 筆者の所属する大学でも、この数年、授業内容（シラバス）のチェックがおこなわれている。
- (12) 前掲、「教職課程コアカリキュラム（案）」の「総合的な学習の時間の指導法」。
- (13) 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会主催「第1回研究懇話会」（2017年7月16日）で、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」の座長であった宮城教育大学名誉教授・横須賀薫氏が「教職課程コアカリキュラムはスタンダードである」と発言した。
- (14) 上智大学課程センター、東教協主催「緊急シンポジウム 教職課程コアカリキュラム案のどこが問題か？——パブリックコメント提出に向けた論点整理のために」[edu566.wixsite.com/urgent-symposium](http://edu566.wixsite.com/urgent-symposium)
- (15) 筆者は、再課程認定のために、授業内容（シラバス）を作成してみた。シラバスには、到達目標を書くところがあり、コアカリキュラムに準拠せざるを得ないと感じた。
- (16) 紙幅の関係があるので、記述をもとに、図にしている。見やすくするために、文意が通る範囲で「学校全体」「各学校」「生徒」等の用語を抜いている。本稿の後掲の図3以降図13までの図はすべて同様である。
- (17) 教育基本法、学校教育法等に従うことが、第1章の「総則」、第1の「中学校教育の基本と教育課程の役割」の冒頭に記されている。
- (18) 2017年版『学習指導要領』が告示される以前の数年間、学校現場では「アクティブ・ラーニング」という考えが席卷していた。しかし、『学習指導要領』には、「アクティブ・ラーニング」という用語は載らず、代わりに「主体的・話的で深い学び」という用語が載った。
- (19) 奈須正裕『資質・能力と学びのメカニズム』東洋館出版社、2017年、p.41。2017年版『学習指導要領』の資質・能力に関しては、『よくわかる中教審「学習指導要領」答申のポイント』教育開発研究所、2017年、奈須正裕『よくわかる小学校中学校新学習指導要領全文と要点解説』教育開発研究所、2017年、が詳しい。